

令和6年能登半島地震による被災者に対する市税の申告・納付等の期限の延長等について

令和6年能登半島地震により甚大な被害を受けられた皆様におかれましては、心よりお見舞いを申し上げます。

浦安市では、この度の被害状況を考慮し、指定地域に居住又は所在する納税者又は特別徴収義務者に対して、浦安市税条例第18条の2第1項の規定により、法律又は同条例に基づく申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入（以下「申告・納付等」という。）に関する期限を延長することとしましたので、お知らせいたします。

なお、申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、別途定めてお知らせいたします。

1. 対象となる方

下記の指定地域に居住又は所在する納税者又は特別徴収義務者

2. 対象となる地域

| 指定地域 |
|---------|
| 富山県、石川県 |

3. 申告・納付等の期限の延長について

上記1・2に該当する方は、令和6年1月1日以降に到来する市税の申告・納付等の期限が、申請に基づくことなく延長されます。納付には口座振替による納付も含まれます。延長後の新たな期限については、決まり次第お知らせいたします。なお、公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収分は対象から除きます。

お問い合わせ先 浦安市役所 047-351-1111

●申告期限の延長に関する相談

市民税課：内線 13503～13510

●納期の延長に関する相談

収税課：内線 13703・13704

●償却資産申告の期限の延長

固定資産税課：内線 13605～13607